

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 病院事業庁管理規程

○愛知県病院事業庁組織規程の一部を改正する規程	第2号	(管理課)	2
○愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程	第3号	(同)	3
○愛知県病院事業庁現業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	第4号	(同)	3

## 告示

○愛知県政功労者礼遇規程の一部改正	第158号	(総務部総務課)	3
○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正	第159号	(人事課)	4
○地方公営企業法に基づく指定職員の一部改正	第160号	(同)	4
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報の指定の一部改正	第161号	(県民総務課)	4
○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条第2項の樹種の廃止	第162号	(公園緑地課)	4
○県道の路線の廃止	第163号	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	第164号	(同)	5
○道路の区域の変更	第165号	(同)	5
○道路の供用の開始	第166号	(同)	7
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定	第167号	(同)	7
○通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定等	第168号	(同)	7
○港湾施設の概要の一部改正	第169号	(港湾課)	8

## 警察本部告示

○優良自動車運転者の表彰に関する規程の一部改正	第2号	(交通総務課)	8
-------------------------	-----	---------	---

## 訓令

○愛知県事務決裁規程の一部改正	第2号	(総務部総務課)	9
○愛知県行政文書管理規程の一部改正	第3号	(法務文書課)	9
○愛知県職員服務規程の一部改正	第4号	(人事課)	9
○愛知県情報化推進規程の一部改正	第5号	(情報企画課)	9

## 公告

○公共測量の終了		(用地課)	10
○公募型競争入札方式に係る手続開始の公示		(企業庁総務課)	10

## 病院事業庁管理規程

### 愛知県病院事業庁管理規程第 2 号

愛知県病院事業庁組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月31日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 二 村 雄 次

愛知県病院事業庁組織規程の一部を改正する規程  
愛知県病院事業庁組織規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 3 項の表愛知病院の項中

「総合内科部	内科診療科
--------	-------

を

「総合内科部	内科診療科 腫瘍内科
--------	---------------

に改め、同条第41項総合内科部の分掌事務に

次の 1 号を加える。

(3) 薬物療法及び医療向上のための研究に関すること。

第 5 条第44項を次のように改める。

44 愛知病院の総合内科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

内科診療科

(1) 血液疾患の診療及び医療向上のための研究に関すること。

(2) 内科の患者の診療及び医療向上のための研究に関すること。

腫瘍内科

薬物療法及び医療向上のための研究に関すること。

第 6 条第 1 項の表中「デイ・ケア科」を「デイ・ケア科  
地域支援科」に改め、同条第 4 項に地域支援科の分掌事務と

して次のように加える。

地域支援科

包括的地域支援の実施及び医療向上のための研究に関すること。

第 7 条第 1 項の表中

「総合診療科部	総合診療科 救急科 集中治療科
---------	-----------------------

を

「総合診療科部	総合診療科 救急科
手術・集中治療科部	集中治療科 麻酔科

に、

「麻酔科部	麻酔科
放射線科部	放射線科診断科

を

「放射線科部	放射線科診断科
--------	---------

に改め、同条第 3 項総合診療科部の分掌事務

第 3 号を削り、同分掌事務の次に手術・集中治療科部の分掌事務として次のように加える。

手術・集中治療科部

(1) 小児の重篤な疾患及び病態の集中治療及び臨床研究に関すること。

(2) 小児患者の麻酔の施行及び術後管理並びにそれらの臨床研究に関すること。

(3) 手術室、回復室及び集中治療室の管理運営に関すること。

第 7 条第 3 項麻酔科部の分掌事務及び第 4 項集中治療科の分掌事務を削り、同条中第13項を削り、第 5 項から第12項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 手術・集中治療科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

集中治療科

(1) 小児の重篤な疾患及び病態の集中治療及び臨床研究に関すること。

(2) 集中治療室の管理運営に関すること。

麻酔科

(1) 小児患者の麻酔の施行及び術後管理並びにそれらの臨床研究に関すること。

(2) 手術室及び回復室の管理運営に関すること。

第 9 条の表中

課	課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	を
課	主任主査	上司が命ずる事務を処理する。	
課	主任専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。	
課	総括専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を掌理する。	に改める。
課	課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	
課	主任主査	上司が命ずる事務を処理する。	

附 則  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

愛知県病院事業庁管理規程第3号  
愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成27年 3月31日

愛知県病院事業管理者  
病院事業庁長 二村 雄 次

愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程  
愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第13号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項第1号イ中「診療放射線技師」を「医師、薬剤師、診療放射線技師」に、「撮影及び」を「診療、調剤、撮影、」に改める。

附 則  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

愛知県病院事業庁管理規程第4号  
愛知県病院事業庁現業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成27年 3月31日

愛知県病院事業管理者  
病院事業庁長 二村 雄 次

愛知県病院事業庁現業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
愛知県病院事業庁現業職員の給与に関する規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中

運用部	営繕手	を
中央病院	調理業務に従事する職員	

中央病院	調理業務に従事する職員	に改める。
------	-------------	-------

附 則  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

**告 示**

愛知県告示第158号  
昭和32年愛知県告示第490号（愛知県政功労者礼遇規程）の一部を次のように改正する。  
平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀 章

様式第1号を次のように改める。

様式第一号 (第三系関係)

元愛知県議会議員 氏名
あなたは多年愛知県議会議員として県政に尽力されました ここにその功績をたたえ愛知県政功労者礼遇規程により終身 その職にある者に準じて礼遇します
年 月 日
愛知県知事 印

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号 (第三系関係)」に「茶かつ色」を「茶褐色」に改める。

愛知県告示第159号

平成13年愛知県告示第305号 (公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定) の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第2項中「人事局長」を「人事局長、観光局長」に、「豊川水系対策本部副本部長、国際監」を「国際監、豊川水系対策本部副本部長」に、「空港長」を「空港長、観光推進監」に改め、「E S D会議推進監」を削り、「立地観光監」を「産業力強化推進監」に、「及び」を「治水防災対策監及び」に改める。

愛知県告示第160号

平成16年愛知県告示第298号 (地方公営企業法に基づく指定職員) の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第2項第1号中「主幹」の次に「総括専門員」を加える。

愛知県告示第161号

平成4年愛知県告示第915号 (口頭により開示請求を行うことができる個人情報) の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

表東三河高等技術専門校入校選考試験の項の次に次の1項を加える。

愛知障害者職業能力開発校 入校選考試験	筆記試験の得点	同	愛知障害者職業能 力開発校
------------------------	---------	---	------------------

表技能検定試験の項中「産業労働部労政担当就業促進課産業人材育成室」を「産業労働部労政局産業人材育成課」に改める。

愛知県告示第162号

平成16年愛知県告示第388号 (風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条第2項の樹種) は、平成27年 3月31日限り廃止する。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第163号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のように平成27年 3月31日限り廃止する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

路線番号	路線名	起 点		重要な経過地
		起	終	
257	岡田新知線	知多市岡田		
		知多市新知		

444	東新町停車場線	東新町停車場	
		新城市字屋敷	

愛知県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	新旧別	道路の区域		
			区間	敷地の幅員	延長
県道	瀬戸設楽線	旧	—	—	—
		新	豊田市富岡町西洞10番3地先から同芳田15番3地先まで	6.4 ~ 31.2 m	0.113 km
	大沼足助線	旧	豊田市足助町飯盛2番7地先から同梶平37番1地先まで	8.0 ~ 14.6	0.503
		新	—	—	—
	小渡明川足助線	旧	豊田市足助町八万43番1地先から同岩崎6番1地先まで	8.6 ~ 22.4	0.068
		新	豊田市足助町八万43番1地先から同狭石28番1地先まで	8.0 ~ 23.2	1.663
	前芝国府停車場線	旧	豊川市伊奈町佐脇原119番10地先から同御津町下佐脇佐脇原4番4地先まで 豊川市伊奈町佐脇原189番1地先から同御津町下佐脇佐脇原4番4地先まで	A 2.5 ~ 15.0 B 3.0 ~ 15.0	0.827 0.350
		新	豊川市伊奈町佐脇原119番10地先から同御津町下佐脇佐脇原4番4地先まで 豊川市伊奈町柳堤10番1地先から同御津町下佐脇佐脇原4番4地先まで	A 2.5 ~ 15.0 C 7.0 ~ 57.5	0.827 0.943

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月1日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	新旧別	道路の区域			
			区間	敷地の幅員	延長	
一般国道	155号	旧	春日井市上田楽町字才ノ神2747番1地先から小牧市大字下末字樋之口727番1地先まで	A 6.4 ~ 35.0 m	1.031 km	
		新	同	B 16.0 ~ 42.0	1.109	
	259号	旧	豊橋市老津町字新田175番1地先から同植田町字境松5番1地先まで 豊橋市老津町字新田175番1地先から同植田町字境松5番1地先まで	A 30.0 ~ 53.0 B 8.4 ~ 44.0	3.767 4.232	
		新	豊橋市老津町字新田175番1地先から同植田町字境松5番1地先まで 豊橋市老津町字新田175番1地先から同字今下58番1地先まで	A 30.0 ~ 53.0 B 9.4 ~ 44.0	3.767 0.711	
	301号	旧	豊田市花沢町南川29番2地先から同ヲチ合42番1地先まで	17.5 ~ 80.8	0.255	
		新	同	16.0 ~ 39.2	0.255	
	県道	春日井一宮線	旧	小牧市大字北外山字山中2041番5地先から同郷中二丁目3番地先まで 春日井市牛山町字溝端1542番1地先から小牧市郷中二丁目3番地先まで	A 10.6 ~ 33.0 B 16.0 ~ 44.7	1.316 2.448



	新	小牧市大字北外山字桜井785番2地先から同郷中二丁目3番地先まで 春日井市牛山町字溝端1542番1地先から小牧市郷中二丁目3番地先まで	A 15.7 ~ 33.0 B 16.0 ~ 44.7	1.117 2.448
春日井各務原線	旧	春日井市町屋町字雨池3566番2地先から小牧市大字上末字森坂下767番1地先まで 春日井市町屋町字雨池3566番2地先から小牧市大字上末字神田1055番5地先まで	A 6.3 ~ 35.0 B 10.3 ~ 42.0	3.143 3.989
	新	春日井市町屋町字雨池3566番2地先から小牧市大字上末字森坂下767番1地先まで	B 10.3 ~ 42.0	4.254
関田名古屋線	旧	春日井市松河戸町字河戸378番1地先から同字村中973番地先まで	18.0 ~ 41.2	0.363
	新	同	18.0 ~ 28.3	0.363
岡崎半田線	旧	岡崎市矢作町字小河原113番2地先から同東本郷町字高畑55番7地先まで	5.6 ~ 12.4	1.231
	新	岡崎市暮戸町字葭野36番7地先から同東本郷町字高畑57番1地先まで	15.0 ~ 27.4	0.988
半田南知多線	旧	知多郡南知多町大字内海字兼井130番地先から同字中浜田15番14地先まで 知多郡南知多町大字内海字兼井130番地先から同字中浜27番2地先まで	A 8.1 ~ 25.0 B 23.0 ~ 48.0	1.776 1.963
	新	知多郡南知多町大字内海字兼井130番地先から同字中浜27番2地先まで	B 23.0 ~ 48.0	1.963
豊橋乗本線	旧	豊橋市牛川町字洗島71番1地先から同字埴下10番1地先まで 豊橋市牛川町字洗島71番1地先から同字埴下10番1地先まで	A 5.0 ~ 16.0 B 15.3 ~ 56.0	0.769 1.082
	新	豊橋市牛川町字洗島71番1地先から同字埴下10番1地先まで	B 15.3 ~ 56.0	1.082
長沢蒲郡線	旧	豊川市長沢町山口1番11地先から蒲郡市清田町上大内67番2地先まで 豊川市長沢町流田285番地先から蒲郡市清田町上大内20番1地先まで	A 3.1 ~ 25.4 B 12.0 ~ 72.0	9.030 6.308
	新	豊川市長沢町流田285番地先から蒲郡市清田町上大内20番1地先まで	B 12.0 ~ 72.0	6.308
助七西田中線	旧	清須市東外町33番地先から同須ヶ口355番1地先まで	20.0 ~ 23.0	0.253
	新	同	9.8 ~ 14.0	0.253
松河戸西枇杷島線	旧	春日井市松河戸町字村中962番1地先から同1007番2地先まで 春日井市松河戸町字村中976番1地先から同1007番2地先まで	A 11.5 ~ 17.0 B 17.0 ~ 29.4	0.310 0.278
	新	春日井市松河戸町字村中976番1地先から同1007番2地先まで	B 17.0 ~ 27.5	0.298
高蔵寺小牧線	旧	小牧市大字下末字中屋敷1225番1地先から春日井市上田楽町字川内2163番13地先まで	A 6.4 ~ 35.0	1.143
	新	同	B 9.4 ~ 42.0	0.990
刈谷大府線	旧	知多郡東浦町大字森岡字外新切3番3地先から大府市朝日町六丁目108番1地先まで 知多郡東浦町大字森岡字外新切3番10地先から同字栄南123番地先まで	A 5.5 ~ 11.8 B 16.0 ~ 28.0	1.425 0.315
	新	知多郡東浦町大字森岡字外新切3番10地先から同字栄南123番地先まで	B 16.0 ~ 28.0	0.315
宮上知立線	旧	豊田市堤町大笹35番2地先から同堤本町本地15番1地先まで	7.6 ~ 25.6	1.944
	新	豊田市堤町堤42番地先から同堤本町本地15番1地先まで	7.6 ~ 25.6	1.548
須美福岡線	旧	額田郡幸田町大字永野字山川間21番地先から岡崎市福岡町字村前53番1地先まで 額田郡幸田町大字永野字山川間21番地先から岡崎市福岡町字村前53番1地先まで	A 6.5 ~ 7.6 B 4.0 ~ 32.7	0.200 0.276

	新	額田郡幸田町大字永野字山川間21番地先から岡崎市福岡町字村前53番1地先まで	B	4.0～32.7	0.276
中条豊橋線	旧	豊橋市牛川町字埴下10番1地先から同字洗島71番1地先まで	A	5.0～16.0	0.769
		豊橋市牛川町字埴下10番1地先から同字洗島71番1地先まで	B	15.3～56.0	1.082
	新	豊橋市牛川町字埴下10番1地先から同字洗島71番1地先まで	B	15.3～56.0	1.082
東赤沢植田線	旧	豊橋市東赤沢町字東横根44番4地先から同植田町字神戸坂1番地先まで		10.0～34.0	5.501
	新	豊橋市東赤沢町字東横根44番4地先から同植田町字奥ノ谷78番1地先まで		10.0～34.0	6.005
六連三河田原停車場線	旧	田原市赤石四丁目1番地先から同田原町東大浜4番25地先まで	A	8.0～56.5	1.363
		田原市赤石四丁目1番地先から同田原町東大浜1番11地先まで	B	20.0～27.0	0.189
	新	田原市赤石四丁目1番地先から同田原町東大浜1番11地先まで	B	20.0～27.0	0.189

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### 愛知県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	関田名古屋線	春日井市松河戸町字河戸378番1地先から同字村中973番地先まで	平成27年4月1日
	松河戸西枇杷島線	春日井市松河戸町字村中976番1地先から同1007番2地先まで	
	須美福岡線	額田郡幸田町大字永野字山川間27番2地先	
	前芝国府停車場線	豊川市伊奈町柳堤10番1地先から同御津町下佐脇佐脇原4番4地先まで	平成27年3月31日
	伊古部南栄線	豊橋市西高師町字船渡101番地先から同98番1地先まで	平成27年3月31日
	六連三河田原停車場線	田原市赤石一丁目33番地先から同田原町東大浜1番11地先まで	平成27年4月1日

#### 愛知県告示第167号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道419号	豊田市神田町一丁目2番1地先から同駒場町新栄58番1地先まで	平成27年4月1日

#### 愛知県告示第168号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道247号	蒲郡市水竹町西小深田39番2地先から同三谷町塚前50番1地先まで
一般国道259号	豊橋市老津町字新田129番3地先から同船渡町字火穴17番1地先まで

一般国道419号	豊田市神田町一丁目2番1地先から同駒場町新栄58番1地先まで
県道東三河環状線	豊川市大堀町342番1地先から同331番地先まで
県道長沢蒲郡線	豊川市長沢町欠田118番1地先から蒲郡市清田町上大内67番46地先まで

2 指定する期日

平成27年 4月 1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

愛知県告示第169号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大 村 秀 章

衣浦港(2)係留施設の表岸壁の項中

南埠頭岸壁	半田市新浜町	-4.0	705	500	13	10.0	」を に改め、衣浦
南埠頭岸壁	半田市新浜町	-4.0	535	500	10	10.0	
曳船用岸壁	半田市港町4丁目	-4.0	170	500	3	10.0	

港(6)船舶役務用施設（表1）給水施設の項中 「 5 」 を 「 4 」 に改める。

**警 察 本 部 告 示**

愛知県警察本部告示第2号

優良自動車運転者の表彰に関する規程（平成9年愛知県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

愛知県警察本部長 木 岡 保 雅

様式第1中

本 籍		」を
住 所		
住 所		」に、



「公安委員会」を「交付」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の優良自動車運転者の表彰に関する規程の規定に基づいて作成されている優良運転者表彰申請書の用紙は、改正後の優良自動車運転者の表彰に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

## 訓 令

### 愛知県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

愛知県事務決裁規程（平成15年愛知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第4条第5項中「人事局長、」の次に「観光局長、」を加え、同条第6項中「地域振興部長」を「振興部長」に改め、同条第9項中「空港長」の次に「、観光推進監」を加え、「、ESD会議推進監」を削り、「立地観光監」を「産業力強化推進監」に、「及び」を「、治水防災対策監及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

### 愛知県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関

愛知県行政文書管理規程（平成16年愛知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第22条第1号ただし書中「あて先」を「宛先」に改め、同条第2号中「副知事あて」を「副知事宛て」に、「知事政策局秘書課長」を「政策企画局秘書課長」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第4号ただし書中「あて先」を「宛先」に改める。

第30条第1項ただし書中「人事局長名」の次に「、観光局長名」を加える。

第32条第1項中「人事局長」の次に「、観光局長」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

### 愛知県訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関

愛知県職員服務規程（昭和39年愛知県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第2条第1項第1号及び第2号中「知事政策局長」を「政策企画局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

### 愛知県訓令第5号

本 庁  
地 方 機 関

愛知県情報化推進規程（平成12年愛知県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第3条第1項、第5条及び第6条中「地域振興部長」を「振興部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、安城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
安城市全域	平成26年11月22日から 平成27年 3月13日まで	公共測量（空中写真測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、常滑市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 3月31日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
常滑市全域	平成26年 6月25日から 平成27年 3月13日まで	公共測量（道路台帳整備（数値化））
	平成27年 1月9日から 平成27年 3月13日まで	公共測量（道路台帳図の作成及び更新）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成27年 3月31日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 丹羽 健一郎

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

用地造成事業 平成27～29年度 環境影響調査業務委託

#### (2) 業務概要

「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価書」、「トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境調査計画書（基本方針）」及び「森林・谷津田（里山）の整備・維持管理計画書」等に記載する内容を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺地域において、生活環境、自然環境及び猛禽類・ミゾゴイ等の調査等を行う業務

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から平成29年12月8日（金）まで

### 2 指名されるために必要な要件

#### (1) 入札参加者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出日から本件業務の落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年 6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

ウ 愛知県企業庁における平成26・27年度の入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）において、建設環境の業種で総合点数が270点以上の認定を受けている者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、愛知県企業庁における入札参加資格の再認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

オ 参加表明書の提出日から本件業務の落札決定までの間に、愛知県会計局指名停止取扱要領、愛知県企業庁指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 入札参加を希望する者の間に資本又は人事面において関連がないこと（入札説明書参照）。

#### (2) 入札参加者の指名選定の基準

本社、支社又は営業所のいずれかにおける計量証明事業の登録状況及び保有する職員の状況並びに配置予定の管理技術者の資格等を勘案するものとします。

### 3 入札説明書等の交付方法

#### (1) 入札説明書について

##### ア 配布場所等

(ア) ネットあいち <http://www.pref.aichi.jp/> からダウンロードして入手してください。

(イ) 愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2 (郵便番号460-8501)

電話 (052) 954-6671 (ダイヤルイン)

##### イ 配布期間

平成27年3月31日(火)から平成27年4月14日(火)まで

ただし、ア(イ)にあつては、この期間のうち、日曜日及び土曜日を除いた日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 設計書について

##### ア 電子配布

(ア) ネットあいち <http://www.pref.aichi.jp/> からダウンロードして入手してください。

(イ) ダウンロードできる期間

平成27年3月31日(火)から平成27年7月2日(木)まで

##### イ 閲覧場所

(1)ア(イ)に同じ。

##### ウ 閲覧期間

平成27年3月31日(火)から平成27年7月2日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

### 4 参加表明書等を提出できる者等

#### (1) 参加表明書等を提出できる者

平成27年3月31日時点において、上記2(1)ウに掲げる入札参加資格の認定を受けている者としてします。なお、同日時点において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い、参加表明書等を提出することができます。

#### (2) 参加表明書等の提出期間及び方法

##### ア 提出期間

平成27年4月1日(水)から平成27年4月14日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### イ 提出場所

3(1)ア(イ)に同じ。

##### ウ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)による方法によります。

なお、郵送又は信書便による場合は、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成27年4月14日(火)午後5時までに必着とします。

### 5 入札手続の予定等

#### (1) 入札及び開札の日時

平成27年7月3日(金) 午前10時

#### (2) 入札及び開札の場所

名古屋市中区三の丸三丁目1-2 (郵便番号460-8501)

愛知県自治センター地下2階入札室

#### (3) 入札書の提出方法

持参、郵送又は信書便によります。なお、郵送又は信書便による場合は、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成27年7月2日(木)午後5時までに必着とします。

#### (4) 入札に参加できる者

参加表明書等の提出後、愛知県公営企業管理者企業庁長が指名通知した者に限ります。

### 6 その他

#### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県企業庁財務規程(昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。)第162条に定める入札保証金に代わる

担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第174条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 契約保証金

落札者は、財務規程第132条の規定に基づく契約保証金（財務規程第134条に定める契約保証金に代わる担保を含む。）を契約の締結までに納めなければなりません。ただし、財務規程第133条の規定により、その全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(4) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、愛知県公営企業管理者企業庁長により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて2に掲げる要件を満たさない者は、指名されるために必要な要件を満たさない者に該当します。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第175条において準用する財務規程第165条の規定に基づいて作成される予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定します。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、くじにより落札者を決定します。

落札者の当該入札価格が愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条の基準価格を下回った場合は、当該要領第7条第2項に基づき、調査を実施した後、審査し、当該業務の内容に適合した履行がなされると判断した場合、落札者として決定します。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: General Affairs Division, Aichi Public Enterprise Bureau
- (2) Subject matter of the contract: Site Development Project; Research of Environmental Impact
- (3) Time-limit to express interests: Documentation must be submitted between 9:00 a.m., April 1, 2015, and 5:00 p.m., April 14, 2015.
- (4) Time-limit for the submission of tenders: Tenders must be submitted by hand at 10:00 a.m., July 3, 2015. Tenders submitted by postal mail or correspondence delivery must arrive by 5:00 p.m., July 2, 2015.
- (5) Contact point for tender documentation: General Affairs Division, Aichi Public Enterprise Bureau  
3-1-2, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan  
TEL. 052-954-6671